

岩手県告示第719号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を令和2年11月26日次のとおり国土調査として指定した。

令和2年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町字久名畑、字下権現堂、字前田及び字轆轤石の各一部並びに立根町字宮田の一部
- 3 調査期間 令和2年11月26日から令和3年3月31日まで